

# 1 学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

## 1 本校の基本方針

本校の教育目標（総括目標）は、「自ら進んで学習し、心豊かで、心身共に健康な子どもの育成」とし、めざす児童像を「進んで学習し、健康で、心豊かな子」としている。それは、教育活動全体を通して、知・徳・体のバランスのとれた児童の育成をめざすものである。

しかし、未だにいじめと捉えられる事案が発生している状況はどの学年でもある。そこで、いじめは、人として決して許されない行為であり、本校では教育活動全体を通して組織的に指導していくとともに、どの児童にも、どの学校にも起こりえるということの共通理解を図り、学校と家庭が連携をとりながら、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

## 2 本校の現状

本校では、道徳の時間を中心として、学習指導及び生活指導の全ての教育活動を通して、児童間の相互理解（自己理解、他者理解）を図りながら、豊かな人間関係の構築をめざしている。しかし、児童相互のかかわりの中で、じゃれあいの延長でついでが強すぎてしまい、言葉が乱暴になってしまったり、そうするつもりはなかったが、相手が深く傷つけてしまう行動してしまったりと、トラブルになることが多々ある。

また、双方の言い分を聞いてみると、どちらにも課題があることが多く、仲間が傷つけた後の自分自身の言葉や行動などの振り返りが、いずれにも足りない状況である。この状況は、低学年・中学年に多く見られ、高学年になるにつれて減少している。

## 3 いじめ防止等の指導体制の構築

(1) いじめに対する認識の共有を図る。

### ① 「いじめ定義」についての共通理解

【定義】「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

② 個々の行為が「いじめ」の判断は表面的・形式的に行うのではなくいじめられた児童の立場に立って行う。

(2) 未然防止

① 児童のよさを認め、誉め、励まし、のばす事を基本としたいじめの起こりにくい学校経営、学級経営に努める。

② スクールカウンセラーや児童と親の相談員、巡回教育相談員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について児童や家庭に周知するとともに、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。

③ 教職員と児童との信頼関係作りを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

④ 道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじること」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性をはぐくみ、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

⑤ いじめの問題を学級全体の問題として共に考え、解決していく態度を培う。

⑥ 日常の授業実践を通して、教師と児童、児童間のかかわりから、互いを認め合う学級風土の確立を図る。

### (3) 早期発見・早期対応

#### ① いじめの早期発見のための措置

- 毎月のアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃から児童がいじめを訴えやすい雰囲気づくりに務める。
- 保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- 児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検するとともに、保健室（養護教諭）や相談室（教育相談員）の利用、電話相談窓口（教頭、校長）について広く周知する。
- 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

#### ② いじめの早期対応

児童や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、早い段階から誠実にかかわりを持ち、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

- いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、速やかに生徒指導部会（校内いじめ対策委員会）で情報を共有し組織的に対応する。
- 組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取り、事実の確認を行う。事実確認の結果については、状況に応じて、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- 学校や教育委員会が加害児童に対して必要な教育的指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署へ相談して対処する。

#### ③ いじめ対応についての引き継ぎ

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

## 4 重大事態への対処

### <重大事態の発見と調査>

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）や児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたもの、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

#### ① 事実関係を明確にするための調査の実施

##### ア いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先した調査を実施

##### イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取

#### ② 調査結果の提供及び報告

ア 学校長は、いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する。

